

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第25回 議事録

日時：令和元年10月15日（火） 16時00分～18時00分

場所：経済産業省別館9階944共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻になりましたので、秋の第1回の割賦販売小委員会を開催させていただきますと思います。

開会に当たりまして、商務・サービス審議官の藤木から挨拶を申し上げます。

○藤木商務・サービス審議官 商務・サービス審議官の藤木でございます。今日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

御挨拶に入ります前に、今回の台風19号、全国で大変大きな被害になりまして、改めて被害に遭われた方々に対して御見舞いを申し上げたいと思いますし、現在、私ども経済産業省も各市の復旧ということに全力で取り組んでおります。また、今日お集まりの皆様方におかれても色々な形で御支援、御協力いただくことになるとと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

その上で、第25回の割賦販売小委員会ということでございます。昨今、色々な技術革新が行われているわけですが、この技術革新というのは当然決済の分野においても大きな波というか、大きなうねりになってきているということでございます。

何よりも重要なことは、やはり安全・安心の基盤ということが決済手段を考える上において一番重要なことであります。次に利便性、これは便利だということを実感していただく。当然、テクノロジーを使って安全・安心がより高められる、そして利便性がより高められる、このようにしていくにはどうしたらいいのかということを考えなければならない。

それから、もう1つ重要なことは、イノベーションフレンドリーであるということです。つまり、何を申し上げたいかということ、決済基盤をめぐっては、まさに日本国内ではなく世界的な競争、大きな技術革新、そして大きな競争が起ころうとしている。こういう中であって、端的に申し上げますと、日本の決済基盤を提供するのが一体誰なのかということもめぐっても大きな競争が起こってくる。こういう中で、まさにこれからデータ社会というのを迎える中で、日本がそういったイノベーションにフレンドリーな環境をいかに創っていけるかということは、実は国家戦略としては重要なポイントになってくると思っております。これに乗り遅れることは、結果として海外の決済基盤に頼らざるを得ないといったような事態を招く可能性すらあるわけでありまして、そういったことを考え合

わせていかなければいけない。

繰り返しますが、安全・安心が何より一番であります、その上に利便性をいかに高め、そしてイノベーションに対してフレンドリーなシステムをいかに創っていくのか、こういった今日的課題にチャレンジしていかなければならないと思っているわけであります。

今年の5月29日に、中間整理ということで、まさにテクノロジー社会における割賦販売法制のあり方ということで中間的な整理、こういう論点があるということでおまとめをいただいたところでございます。このまとめ以降も、色々な形で御意見、あるいは御示唆をいただいていたところでございます。こういったものも含めまして、新しい動向を踏まえた制度的対応ということで御審議をいただきたいと思う次第でございます。

今回、各分野から非常に知見深い皆様方にお集まりいただきました。ぜひとも忌憚のないご意見を通じまして、新しい時代に合った安全・安心、便利、そしてイノベーションフレンドリーな制度を創っていくということに御協力、御支援をいただければ幸いですと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○正田商取引監督課長　　ありがとうございました。

それでは、本小委員会の再開に際し、委員の交代について御紹介させていただきます。これまで委員を務めていただきました山本豊様が御退任され、新たに岩原紳作様、唯根妙子様に委員に御就任いただいております。

本日、柳川委員が所用により御欠席でございます。よって、本日は、委員12名のうち11名が御出席ということで、定足数に達していることを御報告いたします。

続きまして、委員長を選任についてでございます。委員の皆様事前に伺ったところでございますが、委員長として岩原委員に御就任いただきたいと思っておりますが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、岩原委員長、今後の進行をお願いいたします。

○岩原委員長　　ただいま御紹介いただき、小委員長に選出いただきました早稲田大学の岩原でございます。割賦販売小委員会の小委員長を務めさせていただくことになりましたが、何分不馴れなことでもあり、至らないことも多いかと存じますが、皆様、どうかよろしくお願い申し上げます。

割賦販売法は、昭和47年の大改正、最近では平成20年や28年の改正など、これまで社会

の変化や技術の進歩を捉え、消費者保護と消費者の利便性の確保のバランスをとりつつ、法体系を構築してきたところでございます。ただいま藤木審議官からのお話にもございましたように、近年、決済テクノロジーが目覚ましく進化しておりまして、また、決済分野に多様な主体サービスが登場しております。こうした実態を踏まえ、安全・安心を前提としつつ、テクノロジーの進化に対応した法制度を整備するため、テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方について検討していくことが必要となっております。

5月の中間整理を踏まえ、本日から改めて審議会を再開し、今後の決済横断法制をも見据えつつ、制度の具体的な内容や中間整理後に生じた新たな問題への対応について審議を進めてまいりたいと存じます。

この小委員会においては、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただきながら議論を活発化させ、結論を取りまとめてまいりたいと思っております。皆様、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。事務局からの資料でございます「中間整理の振り返りと今後の審議会における主な論点」及び「少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入」について、事務局から説明をお願いいたします。説明をいただいた後、討議と質疑応答の時間をとりたいと思っております。

まずは、商務・サービスグループ、正田商取引監督課長から説明をお願いいたします。  
○正田商取引監督課長 お手元の資料2をご覧くださいと思います。中間整理の振り返りと今後の審議会における主な論点でございます。

1ページ目は復習でございます。右側の決済横断法制ですとかリスクベース・アプローチ、それから与信審査における性能規定の導入といったことについて中間整理を行ったわけですが、特には、左側の下のあたりですが、与信審査のところにつきましては、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録の義務、この辺りについてはいろいろな議論があったわけでございます。

その後、その次のページに参りますが、6月に成長戦略で閣議決定した内容です。現行の業態別の縦割り構造が問題になっている決済分野について横断化を図る。それから、下のほうに行きまして、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、FinTech企業を初めとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。このようなことが閣議決定をされたわけでございます。

他方、3ページ目ですが、消費者委員会様から8月8日に御意見をいただいております。

主な論点は、ここに色々書いてございますが、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務を、ビッグデータ・AIでの与信審査に置き換えるときにこれを課さないとする事についてどう考えるか。これを段階的に緩和する方法などを検討してはどうか、このようなご意見をいただいております。あるいは、指定信用情報機関の運用・システムのあり方を見直すことで対処できるのではないか、このような非常に貴重なご意見をいただいているところでございます。

次の4ページ目であります。今般の審議会における主な論点といたしまして、引き続き、この4点くらいかなと思っております。少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチとして、具体的にどのような制度設計を考えるか。また、与信審査における性能規定といたしまして、事前・事後チェックの問題。それから、先ほどありました使用・登録義務のところですね。このあたり。それから、CICの運用改善についてどう考えるか。こういったところをこの秋の審議会をよく考えていかなければならない。また、(3)(4)ですが、そのほかセーフティーネットの整備、あるいは書面交付の電子化といったようなところが考えられるかなということですね。また、ここには書いておりませんが、今日の後半、議論させていただきますQRコード決済事業者等におけますセキュリティ対策というのも新たな今回の秋の議題としてご議論いただければと思っております。

資料3に移っていただきまして、個別の議論にこれから入っていききたいということでございます。少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入ということでございます。

1ページ目と2ページ目はおさらいですので、前もって資料を配付させていただいたということもございまして、簡単に省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、特に2ページ目、新たな少額後払いサービスということで、左側のところで、これまでのクレジットカードの仕組みとは違った、ビッグデータ・AIの分析によるリスク管理、あるいは直接の板のカードを用いない、個々の低額な範囲での商品・サービスの購入などに用いられる、このような特徴を持つものについて、リスクベース・アプローチというもので画一的な現行規制について見直すという余地がないか、こういう議論をしたわけでございます。

具体的に、3ページ目からですが、その後、事務局におきましても夏の間色々検討整理をさせていただきまして、1つの整理として、例えばこういうことが考えられるのではないかとということでございます。

少額・低リスクの後払いサービスにつきまして、割賦販売法の規制を3ページのマトリックスで整理させていただいております。上のあたりのところが「消費者にとってのリスク」と書いておりますが、結論から申し上げますと、ここで赤字で書いてあるところについて、少額分野を担うFinTechの方々などからも御意見をいただきながら、色々検討させていただきまして、この赤字のあたりを中心に見直しというのを項目としてピックアップできないかということでございます。

ポイントは、いろいろ検討しました結果、苦情の適切な処理ですとかカードの情報漏えいの問題、個人情報保護、あるいは抗弁の接続、こういったところのある意味割賦販売法の背骨になるような根幹になるところというのは、少し保守的に考えて、いきなりここに見直しをするかというところは控えるということも1つ選択肢なのではないかと考えております。

この赤文章のあたりを中心に、次のページですけれども、少額・低リスクサービスについての制度の枠組みとして、これは春にもご議論いただきましたが、少額だから低リスクだということでもないだろうということでございますので、少額という要件だけではなくて、ビッグデータ・AI等を用いて高度な与信管理ができるというリスク管理ができるものについて、例えばですが、少額包括信用購入あつせん業者のようなカテゴリーを新たに作って、先ほどのマトリックスの中でもありました登録の基準ですとか契約の解除の催告期間というようなところを中心に見直しをするというのが1つ考えられるのではないかとということでございます。

例えばですが、次の5ページですが、具体的にどのようなことが考えられるかという一案でございます。こうした少額・低リスク分野のサービスにつきましては、事業開始の登録につきまして、純資産要件についてはグループ全体で現行基準を満たすとか、あるいはこういったスタートアップの企業ということがございますので、5年以内に基準を満たすとか、そういった形で、基準自体をとということではなくて、満たす方法について少し柔軟な方法はとれないかということが考えられるのではないかと。

2つ目に、資本要件ということで、現行法は2,000万円という資本要件がかかっていますが、これ自体は旧商法の最低資本金制度があったときにそれを前提につくられた制度ではありますが、現行会社法では最低資本金制度というのは廃止されている状況の中で、これを少額分野にまで課すかどうかというところは1つの論点かなということでございます。

先ほど申し上げましたように、与信審査のところでは、技術・データを用いた与信審査

をしていただく。

それから、契約解除の催告期間については、今、法律で20日となっておりますが、この催告期間については、緑の吹き出しのところにもございますが、民法上でも通説・判例では3日程度とされている中で、少し長いのかなというところがございますので、見直しを考えられないか。

そのほか、取引条件の表示や社内体制の整備というところで一定の、これを簡単にしてしまえばいいとかそういうことではなくて、例えば、取引条件の表示で、一部記載事例のところについて、それを全文を書くのではなくて、URLで飛んで表示をしていいとか、あるいは社内体制も、内部監査については、監査組織をもつということではなくて、外部監査でいいとか、研修はe-learningでいいとか、そういう柔軟な方法が考えられないかということでありまして、このようなことを制度見直しの1つの案としてご議論いただければと思っております。

以上でございます。

○岩原委員長 どうもありがとうございます。

ここからは17時ごろまで討議と質疑応答の時間としたいと思います。事務局からただいま御説明いただいた各資料の内容について、ご不明な点に関する確認や御質問、御意見など御自由に発言をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

池本さん、どうぞ。

○池本委員 御説明ありがとうございます。まず、幾つかの点があるのですが、5ページのところで契約解除の催告期間と催告書面というところがございます。

まず、催告期間の短縮というところですが、20日という数字を少額与信の場合に若干短くすることはどうかという、これ自体、絶対反対だということまで申し上げるべきではないのかもしれないのですが、このペーパーにある催告期間、民法の「相当の期間」は3日程度となっているということ、それを比較対象にするというのは不適切ではないかと思っております。民法は、単発の、1回の履行期の契約なども含む通常の催告期間として3日程度でも良いというものはありますが、クレジットの場合には、長期多数回の分割払い、あるいはリボ払いで、その支払いを遅滞すると、期限の利益喪失、契約解除で商品の返還という形で、それに伴う負担も大きくなる問題があります。そういう意味では、仮に20日を若干短くするとしても慎重に考えていただく必要があるかと思っております。

それから、今のことに関連して催告書面の電子化のところで、意見を申し上げる前に質

問があります。スマホ・パソコン完結型の決済の場合、完全電子化というのがあるのですが、たしか前半の議論でも、書面交付とか取引条件の表示義務のところと同じ記述があったかと思います。このスマホ・パソコン完結型という言葉の意味を漠然としか受けとめてなかったので、余り詰めた議論ができてなかったように思います。

例えば、最近のスマホでQRコードをかざせば、それで決済ができる、これが該当するというのは分かるのですが、あるいはネットショッピングでID・パスワードだけ入力して与信枠をつくって利用する、これもスマホ・パソコン完結型というのは分かるのですが、例えば、自分でクレジットカードを発行してもらってプラスチックカードを持っていて、ネットショッピングでその番号、有効期限などを入力して利用する場合、恐らくこれが利用の割合としては一番多いのではないかと思うのですが、これは、ここでいうスマホ・パソコン完結型に含むのかどうかということ、この点が質問の第1点です。

それから、質問の第2点としては、完全電子化という、電子情報の提供というものが、幾つかの方法があると思うのですが、例えば、書面の電子化で議論されているところでは、紙である必要はないけれども、電子データを顧客の端末機に届けるという扱い、それを前提にするのか。それともクレジット会社のホームページにアカウントを設けておいて、いつでもそこにアクセスすれば見ることができるという、そこへアップしておけばいいということまで含む趣旨なのか。そこの電子化してからの情報提供の仕方の面は何を前提に議論したらよいのか。この2点をまずお伺いできればと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　1点目でございます。自分でプラスチックのカードを会社から提供を受けた上でネットショッピングをするような場合、これが完結型かということなのですが、こちらにつきましては、結論から申し上げますと、完結型とはいわないだろうということでございます。あくまでもプラスチックカードを受けるという行為がある中で、そのところは完結型には入らないのではないかとということでございます。

それから2点目、完全電子化というときの情報提供の仕方という問題ですが、委員からありましたけれども、顧客の端末なりへの、いわばプッシュ型の通知行為のみなのか、あるいはお客様のほうから、利用者の方から見に来てくださいということまで含めて、それが情報提供という範疇に入るのかということですが、情報の提供という範囲ですので、今の時点での事務局の見解といたしましては、あくまでも提供するというポジティブなの

行為があるというものについて対象として想定するというように考えております。そういう意味では、何ら提供行為はなされていないのだけれども、自分で見に行けば見に行けたはずだよと、こういうことになっている場合につきましては、あくまでもこの完全電子化の意味の中には含まれないということで、今のところ検討したいと思います。

○岩原委員長 池本委員、追加してあればどうぞ。

○池本委員 今の質問と回答をいただいたことに関連して、補足して意見を申し上げたいと思います。

まず、スマホ・パソコン完結型というのがカードレスで決済をする場合で、カードを持っている人がネットショッピングでカード番号、有効期限を入れる場合までは含まないとすると、一般の消費者がイメージしている従来のクレジット決済の場面を大半のものまで取り込むという趣旨では無いんだということは、少し安心いたしました。

それから、電子化というときに、明細そのものをデータで送るのか、あるいはこういう明細があるということを知り、残高変動がありました、利用がありましたという通知にするのか、やり方はあるのかもかもしれませんが、少なくともそういう通知行為がなければ、消費者のほうで気づくタイミングが失われるということで、それはぜひ入れていただきたいと思います。

そのことが前提ではあるのですが、実は、取引条件の表示とか書面の交付の場面における書面の完全電子化ということと、催告で期限の利益喪失や解除の場合に同じレベルでそれを取り扱ってよいのかということについて、ちょっと疑問を申し上げたいと思います。

もともと解除や期限の利益喪失での催告については、従来から、同意による電子化という取り扱いはそこまで入れてなくて、これは書面だということになっていたと思うのです。それは恐らく、契約関係がこの出来事によって確実に変わる、契約解除とか期限の利益喪失という法律関係の変動を直接引き出す、そういう文章ですから、それはちゃんと紙で届ける必要があるというのが従来だったのではないかと思います。

そうだとすると、今回、書面の電子化を議論するとき、取引条件の表示、あるいは契約書面のように念のため確認をすべきですよという形で一般消費者に交付をする問題と、この文章を見落とすと法律関係が変わる、契約解除などを含めて不利な立場に切りかわるんだという書面が同じ扱いで本当によいのかということとは非常に疑問があります。だとすると、仮に書面の電子化を検討するとしても、同意により電子データを送付でもよいという現在の書面の電子化のレベルにとどめるとか、一段慎重な取り扱いが望ましいのではな

いかということ意見を意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、唯根委員、お願いします。

○唯根委員　ありがとうございます。唯根です。

今、池本委員が仰られたのと同じところなのですが、まず、催告期間に関しては、20日間から、民法の3～4日というのは短過ぎて、消費者が3連休や休暇のような形で3日間留守にしたりして、それこそ通知を見落としたりというようなことも多々あるので、期間の短縮については慎重に考えていただきたい。今まで20日間あったものが急に1桁になるような短縮というのは避けていただきたいと思います。

それから、催告書面についての電子化、今の池本委員への御回答の中で大分方法論が分かったのですが、それでもやはり催告書面という部分では、消費者がこれを見落とすと、一方的に、一括で支払わなければいけないとか、要は行動しなければいけない最後の重要な時ですので、相当慎重にさせていただきたいと思っておりますし、私もよくやるのですが、電子メールで届いたものを、ちょっとした保存の仕方にてこずってどこかに飛ばしてしまったりして、どこに行ってしまったかと後で検索をかけるので必死になったりするようなこともありますので、完全電子化というところもパソコンやスマホに不慣れな消費者もいる点で、非常に慎重に検討していただきたいと思っております。

とりあえず以上です。

○岩原委員長　ほかに。岩下委員、どうぞ。

○岩下委員　どうもありがとうございます。まず、今回の少額・低リスクについてですが、元々少額・低リスクというところで切り出すというのは、決済法制全体の見直しの中で1つの大きな流れとして、ここにある程度チャレンジングな領域をつくってイノベーションを促そうということだと理解しておりますので、そういう観点から様々な形での規制の緩和を行うという今回の提案というのは、まさに中間報告の路線に沿った適切なものであると思います。

例えば、資本金要件なども、随分前に株式会社の資本金要件なんていうのは無くなっていったことを思うと、それがこういう部分にある意味で残存していたのかということを感じるにつけ、こういった部分については適宜見直しを行っていくことが極めて重要であるなと思うところであります。

そういう意味では、全体として今回の見直しには賛成なわけですが、今たまたま池本委

員や唯根委員のコメントにもございました、書面での催告をどう行うかという話、あるいは完全電子化という話について、若干の思うところを述べさせていただきます。

これまでの金融取引というものは、ある意味で紙と判子で行うものであったわけでありまして、それをベースにした様々な規制がつくられてきたというのが事実なのだと思います。実際それによって行われてきたわけですが、ただ、今では、銀行の預金の引き出し等では一部、店頭取引では未だに書面に判子などというものが残っておりますけれども、いわゆるインターネットバンクなどを使った場合には、そもそも最初から印鑑の登録などはないわけでありまして、全て電子的な取引によって行われているというのが実態としてございます。金融市場での取引においては、かなりの金額、数百億とか数千億とか、それぐらいのオーダーでもそういう形になっておりますので、その意味では、政府が電子化を一括として進めて日本の様々な分野での効率化を進めようという政策を推進している現在においては、書面、印鑑といった古い時代の遺産というルールに過度にとらわれることは適切ではないと私は考えております。

実際に今回想定されている少額・低リスクの後払いサービスというのは、そもそもスマホ完結などといった表現で明らかなように、当初からスマホを使って申し込みを行い、取引を行い、その上で後払いのサービスを利用するということになるわけですので、その意味では、その取引を行っている者が書面によって何らかの督促を行われるということがより確実であるという保証はどこにも無いわけでありまして、どちらかという、スマホ上できちんと通知をされるということのほうが、その人にとってはより重要であり、むしろ家に届いたダイレクトメールを含む大量の書類などはそのまま捨ててしまっているという人も多いわけでありまして、書面だからよりきちんと催告を行ったことになり、電子的な通知では十分ではないのではないかとこの発想は、極めて古い金融の伝統にとらわれたものではないかと考えます。

その意味では、今回提供するものは、そもそもスマホ完結するような性格のサービスであるのであれば、書面であることを過度に求めるということは、私は余り賛成できない部分であります。

一方、通知を行ったという、先ほどの正田課長のコメントにもございました、ただ見に来れば良いのではなくて、通知をきちんと行ったことが消費者に分かるようにということの部分でありますけれども、これは例えば現在のスマートフォンであれば、アプリを登録したときに、そのアプリが、通知を利用していいですか、イエス、ノーと、そういう選択

肢がございます。それにイエスと答えた場合には通知が来るわけですが、ノーと答えた場合には通知は来ないわけですね。ただ、通知を行ったということはアプリ上には表示されます。ただし、スマホ上の画面にポップアップをして、こういう通知が来ましたということの知らせは来ないということになるわけですが、そこはまさに消費者の判断によるものであって、消費者がそういう通知を望まないということを表示したのであれば、一般的な意味での通知を表示させる機能をもしオーケーにしていれば、通知が出るということをもってして通知をしたということにしてよいのではないかと。その部分については現時点ではまだそういったスマートフォンの機能自体はそもそも法律の規定に合うような恒常的なものではなく、たまたま今そうになっているというだけかもしれないので、そういうものがあるとしても、ユーザーに届くようにベストなエフォートの通知を行ったということによって、その通知を行うということとするという理解でよいのではないかと私は思います。

逆に、システムのトラブルによって、あるいはユーザーがその通知をオフにしていたことによって、その通知が通常のポップアップはされないけれども、アプリを見ればわかるということであるならば、そのアプリを使って融資を受けているものであるならば、当然そのアプリを見るのが消費者としての義務であると思いますし、それを見ない消費者が結果として不利益を被ることになったとしても、それは消費者がそういった不作為を行った結果であるのであって、その部分についてまでも過剰に保護をする必要はないというのが私の考えであります。

以上であります。

○岩原委員長　では、二村委員。

○二村委員　ありがとうございます。今回の少額・低リスクについて、少しチャレンジングな制度をつくってイノベーションを促進しようという岩下委員の御指摘ももつともで、それは大きな方針として有るということは承知しつつも、一方で、今回、各FinTechの事業者さんがこの制度はいかかなものかと御指摘になったのは、本当に少額サービス固有の問題点なのかという観点からの視点というのは重要ではないかと思えます。

特に、登録基準のうちの純資産要件ですが、純資産要件は何のために導入されたかというところ、はるか昔に加盟店に対する支払いを確保するためだ、こういう説明が与えられているわけです。ところが、加盟店に対する支払いの確保ということと、純資産というのは必ずしもイコールではない。むしろ短期支払債務と短期支払能力のカバレッジの関係の話で

あって、キャッシュではない形に資産が置きかえられてしまっていたら、短期支払い能力の確保には何ら繋がらないわけです。ですから、この指標というのはそもそも規制としてはほぼ意味がない。少なくとも立法目的に照らした規制としては余り合理性がないのではないかという観点から見たときには、では加盟店に対する支払いの確保ということが必要であるとすれば、別のより合理的なものによって規制をつくり出す、それが少額サービスの場合にそこまで必要であるかどうかという順番で検討すべきであって、少額サービスの部分だけは抜くけれども、他は抜かなくてもよろしいというのは、余り合理的な政策決定ではないのではなかろうか。

今回、消費税増税のときに、軽減税率、ポイント還元も含めてやたら複雑になっているよ、わかりにくいよという声が上がっているわけですが、いろいろな制度をごちゃ混ぜにミックスしていくことによって、かえって制度を使いづらくする、規制コストを上げるというところについても我々は注目しなければいけないのではないか。そういうことは回避すべきではなかろうかと思うのが1点目でございます。

それから、催告の関係ですが、これも今度は他の制度との対比というものが重要なわけでした、今、金融関連のところ、期限の利益喪失、契約解除に関して書面による20日以上相当な期間を定めた催告というのは割賦販売法以外にありません。貸金などについても、履行遅滞したら、当然もう期限の利益を喪失しますよという条項が一般的です。

元々この部分に関していうと、うっかり忘れてだけで期限の利益を喪失させて遅延損害金高額なものをとることはけしからんということが立法の背景にあった規制なわけです。ただ、現実の運用をそのようなことでやっている事業者さんはまず存在しないわけで、何となれば、そのようなことをすれば自らの客を追いやる、使えなくするという状況を生み出すから、そんなことをするわけがないんです。

このように申し上げると、大体法律家というのは、法律で書かないと、何をやる輩が出てくるかわからないというのですが、ビジネスの実態というのを踏まえた法律が作られるべきであって、そのような極端なケースを想定して、20日催告全てマストだというのは余り合理的ではない。

なおかつ、クレジットカード、あるいは個別クレジットなどで債務を負っている人というのは、他でも債務を負っている。期限の利益喪失に至ってしまうという人は他でも債務を負っているケースが多数あるわけです。あるいは、カードのマンスリークリア、1回払いのところでもう期限が到来していますという人も多数いるわけです。一方で、支払債務

をもう目の前に突きつけられて、まさに払わなければいけない。あるいは、期限の利益を喪失していますという債務がありながら、一部分だけ書面による催告が必要です、その分金策してくださいということを幾らやっても、ほぼ意味がない。これ、本当に少額のところだけの議論ですかというのが出てくると思うのです。

そういう観点で、少額サービスとの関係で緩和すべきものなのか、全体の中で規制としての合理性を失っている、あるいは今までの実績の中で必要がないものなのかというふるい分けをした上で、もう一度捉え直すべきではなかろうかと思う次第です。

最後、1点ですが、ここは岩下委員と私とでちょっと意見が違うところで、プッシュ型非選択の場合でも、一般に重要な御通知についてはプッシュ型を選択していない人についてもお送りしますよということをやる事業者さんが多数存在するわけです。そのような事業環境のときに、プッシュ型非選択だから全て消費者の選択に委ねたんだ、その結果は消費者も甘受すべきだというのはちょっと言い過ぎかなと。

そういう点では、プッシュ型非選択の場合でも、この案件については通知すべきだというようにしたところでそんなに大きな問題はないし、むしろより気づかせるきっかけになるという意味では合理的でなかろうかと思う次第です。

以上です。

○岩原委員長　それでは、藤原委員。

○藤原委員　今の二村委員の御意見に問題意識が関連するので、発言させていただきました。

私のは「＜非法律事項（省令や審査基準の改正）＞取引条件表示・社内体制整備」のところですけども、ここも、そもそもの考え方ですが、少額かつ低リスクの後払いサービスに対するアプローチ、あるいはFinTechのビジネス特性を踏まえて、この見直し例ということであるのか。それとも、FinTechにはスタートアップの事業者が多い、あるいはFinTechのビジネスに何らかの特性があるからここを少し見直してあげなければいけないのかということ、どちらなのかという確認です。

つまり、少額かつ低リスクだから、条件とか社内体制整備が緩和されていいという話なのか、いや、この種の事業一般として緩和されていいという話なのかは、最初にきちんと決めたほうがいいのではないかと。

例えば、監査でも、「営業部門とは独立した監査部署」にかわる監査方法を認めるというのは、事業者の規模等を考えているとも読めるのですけれども、その場合は規模で区別す

るのか。あるいは、もし割ったとしても、これに代わる監査方法といっても、公認会計士、あるいは監査法人であれば、かえってコスト的に大変なことになろうかと思ひますし、あるいは研修の受講方法をe-learning等にするといっても、これも研修の中身の問題であろうと思ひますので、そもそも少額・低リスクのところにあえて入れてあるのか、一般的なお話なのかという前提を確認したいというお話でございます。

○岩原委員長　今の点について、正田課長からお願いします。

○正田商取引監督課長　今の点についてですが、まさに二村委員、藤原委員が仰られたように、少額・低リスクの分野だけに限らない課題にもなり得るという部分はあるであろうかと認識はしております。他方、全体としての議論というところもちろんあるわけですが、少なくとも今回の少額・低リスクというところでFinTechの方々のビジネス特性を考えたときに、どのようなものが見直し項目として考えられるかということで整理したわけでございますけれども、いずれにしても、少額・低リスク以外の部分についても適用できる見直し項目なのかどうかという部分は出てこようかと思っております。

ただ、他方で、まず、この小さな少額・低リスクの分野で何ができるか。そこで状況としてどうなっていくかというところからみて、あるいはもちろんそれ以外にもすぐに大きなところも含めて適用できる部分があるのかというような御議論はあろうかと思ひますけれども、まず最初のところで少額・低リスクの分野の担い手になるFinTechの方々の事業特性を踏まえて、まずこの分野で考えてみるということかと思っております。

○山本委員長　よろしいですか。今の点に関連してですか。では、池本委員。

○池本委員　今の議論に関連して1つだけ申し上げておきたいと思ひます。

包括信用購入あつせんにおける資産要件の問題は、もともとのスタートは加盟店保護、つまりカード決済を受け入れた後に立替金が確実に入るために財務基盤を一定の水準を確保するというところでスタートしたことは事実だと思ひます。ただ、もう1つ、取引適正化や体制整備をちゃんと確保できる事業者であることの意味という面もあると思ひます。

これは実は、平成20年の割販法改正のときに、個別信用購入あつせんについて、この資産要件の導入がありました。あの時には、加盟店への立替金の支払確保という趣旨では特にない。あくまでも取引適正化をきちんとやる体制整備のためだという説明であったし、報告書にもそういう記述になっているはずで、その意味では、適正な体制を整備できる基盤があるかどうかという、もう1つの立法趣旨があるわけです。

ただ、だから今回のことに全部反対かという、少額・低リスクの新しい分野のものが

参入するものについて、少しハードルを下げてくださいというのは1つの政策判断ですので、あえて反対はいたしません。今のような立法趣旨があるのだとすれば、それを、参入を広げた結果、不適正な問題が起きてきたら、この点も含めて再度また見直す場合もあり得るんだというように考えておく必要があるのだらうと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、加毛委員、どうぞ。

○加毛委員　ありがとうございます。資料2と資料3について、若干のコメント及び質問があります。

まず、資料2の5ページに、今回の小委員会の主要な論点が挙げられています。このうち、(2)の与信審査における性能規定の導入については、次回のテーマかもしれませんが、一言申し上げたいことがあります。この問題については、資料2の4ページで、消費者委員会から慎重な検討の要請があったことが紹介されておりますし、また、前事務年度の小委員会でも先鋭な議論の対立があったところでもあります。

この問題に関する考え方の方向性は、次のようなものであると思います。

まず、様々な規制は一定の利益の保護を目的とするものです。そして、当該利益の保護を実現するために、具体的にいかなる形の規制によるべきかが問題となります。その際に重要なのが、情報の非対称・偏在の問題です。ある規制目的を達成するために、本来であれば、それに必要な情報の取得を前提とした規制をすべきところ、当該情報の取得が困難であるために、それに代わる、取得が容易な情報を規制の基準として採用しなければならないことがあります。

そのことを前提として、前事務年度以来、この小委員会の問題関心は、これまで困難であった情報の取得が容易になっている現状を前提として、規制の在り方にどのような変化が求められるのか、ということです。このような観点から、私は、与信審査における性能規定の導入について、積極的に検討すべきであると考えています。

もっとも、この問題については、2つの点を区別して議論すべきように思います。

第1に、信用能力・支払能力の審査について、現在の制度は、利用者の申告した年収や年収として推定される所を基準とし、場合によって預貯金などを加えて、資産というものを考えを算定し、そこから信用購入あつせんに係る債務及び生活維持費を差し引くという計算式が採用されています。しかし、申告された年収や推定される年収、預貯金という情報が、果たして信用能力・支払能力を算定する上で十分な情報と言えるのかが、問題

となります。信用能力・支払能力を審査するために、より適切な情報があるのではないかと、そのような情報を事業者が入手できる時代が到来しているのではないかと、ここでの問題です。仮にこのことが正しいとすれば、より適切な情報に基づいて与信審査が行われるように、規制の在り方を変えるのが望ましいといえます。

他方、以上とは性格を異にする問題として、信用購入あつせんに係る債務の支払状況をどのように把握するのか、指定信用情報機関の信用情報の使用義務や登録義務をどのように考えるべきかという問題が存在します。消費者委員会の批判は、むしろこの点に関わるように思います。

しかし、こちらの問題は、中間整理の23ページにも書かれているとおり、指定信用情報機関に特有の問題なのではないかとも思われます。中間整理では、指定信用情報機関への加入の手續に時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24時間の照会・登録ができないなど、FinTech企業を初めとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった、とされています。これらの問題を解決できるか否かが、使用義務・登録義務の問題を考える前提になると考えます。

指定信用情報機関の果たすべき役割は、技術の進展の恩恵を最も受けやすいところであると思います。それにもかかわらず、指定信用情報機関の技術水準が時代遅れになってしまっているとすれば、それは深刻な問題というべきでしょう。指定信用情報機関の存在が、新規事業者の参入障壁とならないように、運用面の改善が求められるところです。今回の小委員会では、この点について議論を深めることができればよいと考えています。

以上が、資料2に対するコメントとなります。

続いて、資料3の5ページにつきまして、コメントと質問が1つずつあります。まず、既に複数の委員から御指摘があったところですが、登録基準の要件緩和につき、純資産要件を緩和するために、利用者に対して少額・低リスクのサービスを提供していることを根拠とするのは難しいだろうと思います。純資産要件が、加盟店の保護や、池本委員の仰った事業者の体制整備を目的とするのだとすれば、利用者に対する与信が少額であることは意味を持たないと思います。例えば、利用者が事業者に対して支払うべき金額が少額であるとしても、加盟店が事業者から支払いを受けるべき金額は多額になる可能性があります。その場合に事業者が倒産してしまうと、加盟店は大きな損害を受けます。それゆえ、純資産要件が加盟店保護を目的とするものであるという立論を前提とするのであれば、少額・低リスクのサービスであることを根拠とすることはできないと考えられるわけです。

純資産要件の緩和については、異なるロジックを探る必要があるように思います。

次に、契約解除の催告期間について質問があります。ここでは、期間を短縮化することと、電子化することが挙げられています。このうち、前者の電子化については、新規参入を考える事業者にメリットがあることは理解しやすいのですが、後者の期間の短縮化については、事業者が本当にメリットを感じるのか、必ずしもよくわかりません。期間の短縮化について、事業者から強い要望があるのかについて、正田課長から御説明いただくか、あるいは御出席の事業者から御意見をいただければと思います。宜しくお願い致します。

○岩原委員長 では、最後の点、正田課長のほうからお願いします。

○正田商取引監督課長 催告期間のところですけども、細かい事情はFinTech事業者さんのほうがまさに実務のところだと思いますので、補足していただければと思いますけれども、基本的には、20日というのは全体のビジネスの中で進める上で非常に長い期間だということは御要望でいただいております、その点、我々としても検討したところでは、非常に重要なところかなということがございます。

補足していただければと思います。

○岩原委員長 では、青柳さん、お願いします。

○青柳氏代理 青柳の代理で参っておりますメルカリの吉川と申します。

催告期間のところなんですけれども、私ども一度、前回のプロセスのときに、短くしていただくとありがたいという御要望をこの場でさせていただいたのですが、もちろん、短くするとして、その期間がどれぐらいなのかというのはまた別途の議論ではあると思うんですけれども、20日ということだと、少額サービスの場合、支払義務を履行いただけない際の契約期間、書面を送って、書面が届いたというところから20日ですので、1ヵ月弱ぐらい待たないといけない。

こういった新しい後払いのサービスを始めている事業者というのは、私どももそうですし、それ以上に規模が小さい事業者も多数おりますので、ここの二十数日待つところというのはやはり資金繰り上一定の負担にはなっておるかなと思います。短くしていただくと、そこは特に小規模にスタートアップでこういったビジネスを始めているところにとってはありがたいなと思っております。ただ、別途、では期間はどれぐらいなのかというのは、この場で皆さんに御議論いただければなと思っております。

○岩原委員長 よろしいでしょうか。

今の件に関してですか。それでは、田中委員。

○田中委員　この点も含めてなのですけれども、全般的に、5ページの頭のところに書いてあるFinTechのビジネス要件というものが何なのかというところが大分曖昧で、皆さん、多分認識されているところが違うのではなのかなと思いますので、その辺りをある程度整理して議論する必要があるのかなと思います。

概ね、ここの登録基準だとか催告期間のところ意識されているのは、そもそも資産が軽いです。人もいないですし、資産、不動産なども持っていないという中でビジネスをしていますということと、非常にビジネスサイクルが速いという形で、どんどんサービスも更新しながら展開していきますというところ。それから、基本的には全部デジタルで完結したいというようなところが概ね意識されながら書かれているのだと思いますが、そのあたり、FinTechのビジネス特性みたいなものをきちんと、この部分ではどういう特性について意識して議論するのかというところの明確化、整理みたいなところは必要なのかなというようなことを今の一連の議論を聞きながら思いました。

○岩原委員長　それでは、沢田委員、お願いします。

○沢田委員　ありがとうございます。FinTechのビジネス特性というお話が出ましたので、少し違う視点から。全体としてリスクの少ないところについて規制緩和していく方向性は全く賛成ですし、電子化についてももう少し積極的でもいいのではないかと個人的には思いますが、ちょっと違う視点で、少額・低リスクというよりは、データや技術を活用した与信管理という点に着目してコメントをさせていただきたいと思います。

そもそもどういうビジネスを想定するのかというところで、抽象的な話は難しいので、想定ケースを置いてみました。こういう前提でいいのかをまずお尋ねしたいです。例えば、クレジットカードをまだ持っていない、基本的な収入はアルバイト料ぐらいしかない学生さんが、週末のイベント用に5万円のジャケットが欲しいと思いました。が、給料日前なので、今はお金が無いというときにどうするかという話です。A君は、今お金がないから我慢して、バイト代が貯まってから買おうと。これは過剰債務になるかならないかという点では、一番安全な人ですね。

B君は、お金ないけど、やっぱり今欲しいので、後払いで買おうと思いました。長いこと借金を抱えるのは心配なので、次の給料日で全額返すような後払いを利用しよう。バイト代の先食いなので、次の月の生活費はちょっと苦しいかもしれないがまあ我慢しよう。この人も割と安全なのではないかと思うのです。

危ないのはどういう人かというところ、C君ですね。月末で一括だと翌月の生活がきつくな

って嫌だから、5回の分割返済で後払いを利用したい。そういう方への与信管理がFinTechによって精緻にできるようになるという理解で正しいかどうかを確認したいです。

A君、B君の取引には割賦販売法は関係なくて、高額であっても自由にできる範囲です。C君の返済は2ヵ月を超えるので、少額であっても割賦販売法がかかってくることから今回の議論になっていると理解しています。C君は、手数料にプラスしてもしかしたら金利もかかって、支払総額が増えてしまうけど、まあ仕方ないと思うかもしれない。5ヵ月後に今のバイトを続けているかわからないし、もしかしたら払えなくなってしまうかもしれないけれども、まあ何とかなるだろうと。このように、長期に借りようとする時点でちょっと危険要素があるので、割賦販売法では、少額であっても、気軽に借りられるようにしないという趣旨で規制が置かれていると思っていました。間違っていたら教えてください。

いろいろ状況が変わって、返済に必要なお金が足りなければ、メルカリで何かを売って返すという方法もあるでしょう。今回のキーになっているのは、いろいろなデータを使って返せるか返せないかを判断できるということで、性格の違いのようなことを含めて判断できるところがデータを駆使するメリットという御説明があったと理解しています。

それは、今までの支払可能見込額調査では絶対にわからなかった要素なので、それができるようになって、過剰債務に陥る危険性の少ない人であれば5万円のジャケットが分割で買えるようになるというのはすごく良いことだと思います。

そこで、そういう性格的なことも含めた危険度を、データによってどうやって判定していくのかということをもう少し具体的に、実際やろうとされているFinTechの事業者様にお伺いできればと思いました。それは次回の性能規定の話に関わるので、今でなくてもいいかと思います。

全体として規制緩和の方向には賛成だと申し上げましたが、1点だけ、逆に規制強化というか、今までなかった観点で規制しなければいけないのではないかという点を申し上げます。ある人がどのような人かということは、その人の行動パターンを分析しなければわからないです。利用者から見ると、購入履歴が分析されることはある程度想像がつくのですが、それ以外のいろいろなデータ、どこのページを熱心にみていたか、ジャケットが欲しいなと思って見ていたけど結局買うのをやめたとか、何分そこに滞在していたかとか、それ以外のいろいろなこと、もしかするとID連携しているSNSの投稿も見ているのかもしれない。何を見ているのか、そのデータを何に使っているのかということを利用者に明らかにしておかなければいけないと思います。問題になった内定辞退率予測のようなことが起

こらないようにするための規制、プライバシーに関する規制は強化したほうがいいのではないか。それは少額に限らず、個々の利用者に関するデータを利用して与信管理をされる事業者には、もしかしたらその観点での監査も必要ではないかというのが今回申し上げたかった点です。

長くなって済みません。以上です。

○岩原委員長 正田課長、今の内容について何かお答えすることはありますか。

○正田商取引監督課長 今の点については、基本的には、御指摘にもありましたが、次回になろうかと思えますけれども、与信管理のところで細かくは議論していくということかとは思いますが、学生さん、バイト代と、こういう前提が一番のモデルケースかということ、イメージとしてあろうかと思えますけれども、いずれにせよ、学生という色彩をもった方ということかどうかはありますが、分析の仕方とか、そういう点を含めて、また次回議論させていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○岩原委員長 それでは、翁委員、お願いします。

○翁委員 ありがとうございます。私自身も、少額・低リスクの後払いサービスについてリスクベース・アプローチを導入していくという方向については賛成しております。また、二村委員が御指摘になられましたように、少額であるからということと全体としての規制の合理性がそもそもあるというところについても睨みながら考えていくということも、その通りだなと思っております。

私が申し上げたかったことは、今の沢田委員とも少し関連するのですが、AI・ビッグデータ等の技術を用いた高度な与信リスク管理というのは、もちろん今までの画一的であったり、もっと合理的な与信管理をしていこうという方向でありますので、こういったビジネスをどんどん行っていくということによって、より精緻なリスク管理ができるという方向なんだろうと思うのですけれども、1つは、これ、登録制ということなのですが、問題提起、ちょっと前のところにもあるのですが、どういう人たちがこれをチェックし、そしてそれをモニターしていくのかということ、その制度整備、監督体制というか、それが極めて重要であるということだと思います。どういう点を見ていくのかということですね。恐らく、体制整備とか、そういったところが中心になって、AIといっても人間できちんとガバナンスしているのかとか、どういったデータを活用しているのかとか、そういったことになると思うのですけれども、非常に専門的な技術が必要とされる場所ですので、今はどういったところで登録制の審査をしていかれるお考えなのかということ

を、質問も含めてちょっと教えていただきたい。登録制というのは、本省ということではなくて、その地方の経済産業局ですね。

○正田商取引監督課長　今の登録制は地方にある経済産業局で行ってございます。

○翁委員　ただ、恐らく関東が中心になるか、とも思うのですけれども、実際にそういった体制で大丈夫なのかというところがやや気になります。

もう1つは、沢田委員が仰ったこととも関連するのですけれども、AIの倫理的な課題というようなことが出てくるのではないかということで、規制というのがいいかどうかかわからないのですが、データの偏りがあるというようなことであると、一旦、信用力のスコアが低くなってしまうと、それがずっと連鎖してしまうというような可能性がAIの分野では指摘されているので、そのようなことに気をつけていく必要があるということだと思います。そういったことをどのように考えていくかということも非常に重要な課題なのではないかなと思っております。

以上でございます。

○岩原委員長　では、藤原委員。

○藤原委員　今、沢田委員と翁委員から御発言があったので、次回の論点であるということは承知しているのですけれども、資料2のCICの活用等については、念のために一言だけ申し上げたいのですが、前の期の審議会でも、結局、これ、どこかで広い意味でプロファイリングの問題にぶつかりますと発言した記憶があるのですけれども、やはりそこは、透明性の担保であるとか説明責任という問題が必ず出てきますので、どこかで一度きちんと、次回議論するわけですから、整理をしておいたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○岩原委員長　よろしいでしょうか。與口さん。

○與口氏　ありがとうございます。お時間も過ぎているということは認識しておりますので、簡単に2点ほど、確認と御質問させていただければと思います。

資料3の4ページ目のところの少額の包括信用購入あっせん業者の登録の新設の件にかけてなのでも、包括信用購入あっせん業者、既存の事業者との関係性を教えていただければと思っております。先ほど御説明をいただきましたように、少額だけでリスクが低いということではないんだということで、ビッグデータとかAIを使っていけば、ある意味リスクが軽減できるのではないかというお話をいただいたと思うのですけれども、そ

うしますと、既存の包括信用購入あつせん業者でも、例えば10万円限度のクレジットカードを出して、同様にビッグデータ・AIを使った審査を厳格に行うというようなことをすれば、これは同じ機能ですし、同じ要件、リスクですので、同じ規制の関係で整理ができるのか。それとも、そういったものではなくて、新たに事業者登録というものが必要なのかというようなところについて、どのように考えたらいいかということをお教えいただければというのが1点目です。

それから、ネットの取引で、今回、包括信用購入あつせん業者の少額の新設というお話だったのですけれども、ネットの事業者については、包括なのか、個別なのか、非常に微妙な、ほぼマンスリークリアだったり、後払いといっても二月払い以下だったりするので、法律の適用云々ではないのですが、今現在行われているのに、極度額は設定していないのですが、顧客管理の番号が使われていて、繰り返し利用ができるとか、そういう意味では非常に個別に近いような都度物もあるような気がしております、その辺の個別信用購入あつせんというものが今回議論の対象になり得るのか、なり得ないのか。もしなり得ないとしたら、それはなぜなのかというところをお教えいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩原委員長　　正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　　1点目につきましては、結論から申し上げますと、既存のクレジットカード会社さんがそういった事業を個別に行う場合には、このカテゴリーとして新たな事業をするということであれば、それは新たな登録をしていただくということが前提になろうかと思っております。

それからもう一点、個別か包括かというのはなかなか分かりづらい中で、個別のところに近いような取引形態をするものについてまで議論が及ぶかということなのではございますけれども、ここについては、個別の業態、恐らく思い描いているものは幾つか同じものがあると思いますけれども、個別の取り扱いになると思いますので、個別の整理をしていくということだと思います。ここでの議論では、基本的には対象としては考えてございません。

○岩原委員長　　よろしいでしょうか。時間も大変押していますので、もし差し支えなければ、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

事務局からの資料であります「時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～」について、事務局から説明をいただきたいと思っております。説明をいただいた後、討議と質疑応答のお時間をとりたいと思っております。

それでは、正田課長から説明をお願いします。

○正田商取引監督課長 時間も押していますので、ポイントだけ御説明申し上げます。  
資料4でございます。

資料4の1ページ目を見ていただきますと、昨今の問題として、幾つか、新たな決済手段を巡って、クレジットカード、包括との関係で問題が生じているということでもあります。青い吹き出しのところで、①のところが、昨年12月と書いてございますが、流出カード情報の不正登録・利用事案ということで、有体に申し上げますと、PayPayの問題。それから、2番目の、今年7月と書いてありますが、7payの問題などがありました。そういった中で、責任分担・補償の議論もありました。

また、潜在的な問題として我々感じておりますのは、4番目の問題といたしまして、こうした事業者の方々が大量のクレジットカード番号等を取り扱う、保有するという状況になっておりますので、そこでの漏えいリスクについてどう考えるかということしております。

2ページ目に参りまして、それぞれの問題についてですが、これは皆様方御承知だと思っておりますので、簡単に御説明しますが、左側のところでは、PayPayの問題。こちらについては、キャッシュレス推進協議会でしっかりガイドラインを作って対応してきているということでございます。また、右側の7payの問題につきましては、こちらは「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」にきちんと適合していなかったという問題があります。そういった中で、今年3月に定めたガイドラインをしっかり守っていくという効果を見定めていくのかなというところで、きちんとフォローアップしていくことが必要だろうということでございます。

また、次のページ、3ページ目ですが、責任分担・補償の問題につきましては、これもキャッシュレス推進協議会のほうで規定事例集ということで公表をしておりますので、そういった中で、これから各社様においてどのような取り組みがなされていくかというのを見ていくのだろうと考えます。

他方、3ページ目の④というところですが、クレジットカード番号等を大量に保有するということにつきましては、現在、割賦販売法におきましては35条の16というところで、クレジットカード会社、立替払取次業者であるアクワイアラー、加盟店という3者につきましては、直接の法律上のクレジットカード番号等を適切に管理しなさいという義務がかかっているわけでございます。また、これらの事業者から委託を受けた事業者は、この委託元である事業者から指導を受ける。また、平成28年改正で新設しました、ちょっと長い

名前ですが、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者、いわゆるアクワイアラー登録をされた方については、こちらもクレジットカード番号等を取り扱う際は適切に管理しなさいと、こうなっております。

他方で、3ページ目の右下のところですが、4つございまして、いわゆる決済代行業者（PSP）と、それからQRコード事業者などを初めとしたコード決済事業者、あるいはECモール事業者、ウォレットサービスなどを展開していて、その際に利用者の方からクレジットカード番号等をお預かりするという事業者様、それから、こういった事業者の方々から大規模にクレジットカード番号等の管理を委託されて、例えばそれを暗号化して管理するというような事業者様がいらっしゃいます。こういった4つのカテゴリーの方々、例えばですけども、こういった新しい主体の方々について法適用をどう考えていくかということでございます。

4ページ目につきましては、平成29年3月に大量のカード情報漏えいが発生した事案でして、70万件の漏えいがありました。これは公表の事案ですので、別に問題ないと思いますが、GMOの漏えい事案があったということでございます。

また、5ページ目、いろいろ書いておりますけれども、一言でいいますと、今、QRコード決済事業者の方々なりが割賦販売法の適切管理義務との関係でどのような法関係にあるかということを整理しております。左下、いきなり「④との関係」と書いてありますけれども、要するに、QRコード決済事業者などがカード会社やアクワイアラー、加盟店、こういった方々からクレジットカード番号の取扱についての委託を受けているという場合には適切管理の指導を受けるという関係になるのですけれども、これは委託契約関係にあるかどうかによるので、通常はこういった取扱の契約関係にはないということで、QRコード決済事業者はこの法の範囲から外れている。

それから、「⑤との関係」というところ、書いてありますが、QRコード決済事業者がいわゆるアクワイアラー登録を受けたときには、35条の17の9というところで適切管理義務がかかるのですが、他方で、この事業者が登録を受けるかどうかというのは、立替払取次業者との関係で、どちらかが受ければいいということで、要するに、委託契約関係ですか登録を受ける、受けないといった相対的な関係によって、この適切管理の義務がかかったり、かからなかったりするという不安定な状態にあるという法的な位置づけにあるわけでございます。

そうした中で、6ページ目でございますが、先ほど申し上げました4者の方々について、

この適切管理というものの関係で法的義務をどのように及ぼす必要があるかどうか、このあたりを御議論いただければということでございます。

最後、7ページ目のところですが、これはコード決済事業者についての現行法の整理も含めて、資金決済法との関係を整理したものでございます。一言で申し上げますと、チャージ行為をするような場合のコード決済事業者の場合には、当然のことながら、前払式支払手段ということで、資金決済法の適用があるわけでございますけれども、同時にその場合には、青のところですが、割賦販売法上は、チャージという行為が伴う場合には加盟店としての位置づけになりまして、適切管理義務がかかる。ただ、チャージ行為なくダイレクトにクレジットカードに紐づけがされていて、決済によってクレジットカードのほうで引き落とされる、こういう関係にある場合には、今のところ何ら法適用がないということで、この赤のところを書かせていただいたところですが、このところをどう考えたらいいかということが今回の課題となります。

以上でございます。

○岩原委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきましたQRコード事業者の決済の問題につきまして、18時前まで討議と質疑応答の時間としたいと思います。事務局から説明いただいた各資料の内容について御不明な点に関する確認、御質問や御意見など、御自由に発言をいただきたいと思っております。

それでは、唯根委員、お願いします。

○唯根委員　　質問なのですけれども、1ページのところで4つの事案というか分類をされているのですが、既に私たち消費者で、ネットショッピングだけではなくて、偽メールで偽サイトに誘導されて登録をしてしまったりというようなことで、個人情報や登録情報をとられてしまって不正利用されたりというような御相談を消費者相談で受けることもありますが、こういったものはこの4つの中のどこかに含まれるものでしょうか。

○岩原委員長　　正田課長。

○正田商取引監督課長　　そのところでクレジットカードの取引に係る固有の問題のところについては、まさに我々も28年改正をやった後に、色々な新しい、御指摘のような問題が起きているというのはございます。

他方で、今ここに示させていただいているのは、特に今回、QRコード決済事業者との関係の中で出てきている問題を明示しておりまして、その意味では、今御指摘のような問題

がございます。実際に我々が日々取り扱っている漏えい事案については、今御指摘のような問題も多々ございます。そういった問題につきましては、他方で、セキュリティの分野として、セキュリティ対策協議会、2020年3月以降のこれからの対策を考えなければなりませんけれども、そういったクレジットカード分野の中の一番の問題として、そのところは別途きちんと対応していきたいと考えております。

○藤木商務・サービス審議官　今の御質問との関係で申し上げますと、①と②の類型の中で、流出カード情報で不正登録がされてしまいましたとか、あるいは②のところで流出ID・パスワードでログインされてしまいましたという事例が起こった際に、何で流出したんだという部分が今御指摘の内容になるかと思えます。要するに、この①から④に至る、そのもう一歩手前のところで、何でパスワード情報が漏れてしまったのというところで、実はフィッシングサイトにひっかかってしまいました、みたいなことが起こっているということで、今回は、まさにコード決済事業者周りのところで何が起きているのかということに着目したので、この前段階のところは今回お示ししてないのですが、何で漏れてしまったのというところは、まさに今のような問題があるということだと思っております。

○唯根委員　そうしますと、利用者がというか消費者が、本人が知らないところでそういう形で使われてしまう。今回の情報セキュリティのこの後出てくる論点のところだと思うのですがけれども、そういったものについても、消費者がどこまで責任を負わなくてはいけないのかというところで、安全・安心というように最初に藤木審議官に言っていただいた部分で、消費者側としては非常に不安が大きくて、安易に手を出せないというか、そこをどうやって制度としてつくっていただけるのかなと思った部分なので、認識していただいているということで理解いたしました。ありがとうございました。

○岩原委員長　よろしいでしょうか。それでは、岩下委員。

○岩下委員　どうもありがとうございます。最近のキャッシュレス、何とかペイブームの結果として、様々な新しい決済手段が登場したということ自体はイノベーションとして歓迎すべきことだとは思いますが、同時に、2018年12月のPayPay事件や2019年の7pay事件のような、大変世を騒がす、それなりに規模の大きい不正な事件が新しいコード決済サービスにおいて発生しているということは大変遺憾なことだと思っております。

方々、こういった事件が起こるたびに、だからQRコードは安心できない云々という話が出てくるわけですが、ただ、冷静に考えてみますと、これは、もちろんパスワードリスト攻撃に対して脆弱な7idというID・パスワードシステムをそのままにしたまま、その上に7

payを構築してしまった7pay事件であるとか、あるいは適切な対策を講じずに実施したIDとパスワード、あるいはカード番号が使われてしまったPayPay側の問題というように捉えられがちなのですが、果たしてこれはQRコード決済の問題なのかという感じがするわけです。

例えば、PayPay事件で、正確には分かりませんが、不正に使われた被害額というのは数億円と言われています。また、7pay事件では3,000万円程度と言われているかと思います。これに対して、いわゆるクレジットカードの不正な利用の被害額というのは、2018年、2019年、2年連続して100億円を超える状況にあるかと思います。今年の数字はまだ出てないので、ほぼ100億円いくだろうといわれております。今から十数年前に銀行の不正キャッシュカード事件というのがあって、その際に銀行業界は世間の指弾を浴びたのですけれども、このときの被害額は、たかだかというと怒られてしましますが、数億円であったということと比べると、極めて大きな被害を発生させているのが実はクレジットカードという業態であるのだということは改めて認識する必要があると思っています。

ではこれはなぜ7pay事件やPayPay事件のように新聞に大きく報じられないのかといえば、当然保険で補償されているからですね。そういう意味では、消費者に痛みが少ない。もちろん、実際巻き込まれた人の話を聞くと、大変であったということもありますし、巻き込まれないにこしたことはないわけですが、巻き込まれても、それほど自分の懐が痛むわけではなく、補償してもらったという話が多いわけです。かつてはクレジットカードの現物の偽造カードを作って、それを国際的に流通させた上で、日本の国内のデパートで上の階から下の階まで使うような犯罪の方式が多かったわけですが、最近はもう圧倒的にECですね。番号だけが流出している。その流出した番号とセキュリティコードを入れれば買い物ができる、こういうことが利用されて、毎年毎年、日本国内だけで100億円を超す被害が出ているということは、その資金がアンダーグラウンドに流れていくことを考えれば、非常に大きな、ゆゆしき問題であると思っています。

そういう意味では、今回はもちろんそうしたデータをきちんと守るべき義務を負わせるということについては、各QRコード決済会社に対する規制ということで考えるべきだと思いますが、そもそも、クレジットカード番号とエキスパイアリーダーと、それからせいぜいセキュリティコード程度で、どこにも秘密の情報はない状態で高額の資金決済がインターネット上でできてしまうようになってしまったという、そもそも今のクレジットカードを利用したECの仕組み自体に大きな問題があって、その被害の現れ方の一端がPayPay

事件であり、7pay事件であったと私は思うのです。

そういう意味では、これ自体はもう国際標準ですから、そうなってしまっているのではないという面もありますが、その部分を果たしてどうやって改善していくのかというのは大きな課題です。せっかく情報技術が高度化した結果、我々は新しいことに取り組めるようになったわけですが、にもかかわらず100億円の被害をそのまま放置している。実際これは保険料の徴求ということで、クレジットカードの支払手数料の中に織り込まれた形で保険料として支払われて、結局、毎年毎年、ユーザーが1%ずつぐらい取られて、それが合わせて100億円ぐらい犯罪組織に募金しているみたいなものなので、この仕組みは何とか改めたほうがいいし、そのための抜本的な考え方の対策というのが多分必要なのだろうと思います。

その上で、もちろんQRコード会社にはそれなりの対策を講じさせる必要がありますが、やはりこれらの問題は根本的にクレジットカードのネット利用の問題であるという認識が必要であると私は考える次第です。

以上です。

○岩原委員長　それでは、二村委員、お願いします。

○二村委員　ありがとうございます。岩下委員が仰ることは私も共有するところでございまして、まず、QRに限らずコード決済事業者のところにおけるカード番号の保護というものをきちっと手当てをすべきだという点については、何ら異論を持つものではございません。

その上で、クレジットカードにおける不正利用対策、特にECにおける不正利用対策というところでいきますと、実行計画の中でも複数の方法を示して、その選択により達成をしましょうということをやっているわけですが、どうしても加盟店サイドとしては、かご落ちその他の売り上げ低迷、あるいはそこの追加コストが発生することへの抵抗感などから、現状の中で、恐らくは相対的にはリスクが低いであろう3Dセキュアの導入も進んでいない。しかも、その3Dセキュア自体も、もはや全体から見るとやや時代遅れになってきつつあり、これに対して対応しようとする、今度は個人情報保護法その他の、例えば3Dセキュア2.0というものを導入しようとする、加盟店のもっている購入者の履歴、購入者のデータ等をカード会社側に連携をし、そこでリスク分析をして、リスク度が高いものはじいていくという手法があるわけですが、これを実際やろうとすると、加盟店が持っている情報をカード会社側に連携をしなければいけない。それについて、では同意を

取得して、提供記録、確認記録を作成するという非常に重たいコストをまたかけさせるのか、こういう話になってくるわけですね。

それでは、これを法令に基づいて何とかしようという、今度は割賦販売法だけではない、デビットカード、プリペイドカードがあるから、同じ仕組みの中で、では割賦販売法だけいじっても、あるいはその解釈で何とかしようとしても、対応し切れないんだ、こういう話になってきてしまって、あっち行ってはぶつかり、こっち行ってはぶつかりと。不正利用が起きないにこしたことはないと思っているにもかかわらず、何でこんなにすっといかないのかというぐらいに負荷がかかる状況になってしまっている。

もとよりEC決済の場合に、この1つの方法でという、既存の事業者さんにおいて、大手のECサイトさんなどは、いや、我々は的確にリスク判定を行ってブロックができていてと仰るところも出てくるので、それこそ法律によって仕様規定のようにこの方法を取りなさいということはどうもできないにしても、少なくとも法令上、よりいろいろな方法をとるときに障害となるものを除去する。先ほどの個人情報保護方対応もそうですが、という観点であわせて制度を設計していかないと、流出するポイント、ポイントを押さえていくだけでは、もはや何ら対策にはならんだろうとは思っております。

同時に、クレジットカードというのは、全世界で使える、それから過去からずっと歴史をもった制度として定着しているということが非常に大きなメリットでもあるわけで、これを全世界で使えるというメリットを全部つぶしてしまったら、何の意味もないわけですね。QRコードのところというのは、もうドメスティックな話だけになっていて、インバウンドの旅行者の方がぱっと使える制度でもありません。そういう意味でいうと、どうしても世界に開かれた制度としてもっているが、その分だけリスク対策もいろいろ講じなければいけない制度だということを踏まえて制度設計をするしかないだろうと思っております。

ちょっと抽象的になりましたが、以上でございます。

○岩原委員長 渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 今の議題がQRコード決済事業者等のセキュリティ対策ということになっておりますので、ちょっと外れたお話になってしまうかもしれませんが、お許しく下さい。

セキュリティ対策という意味で申しますと、QRコード決済事業者さんも、場合によれば割賦法の適用の中に入ってくるということだと思います。

そこで消費者保護といった場合には、もちろんここで掲げられておりますセキュリティ対策としての主たるものが、情報管理に係るものと不正利用防止に係るものであることは間違いのないわけなのですけれども、割販法のこれまでの改正経緯を見てまいりますと、情報の取扱だけを法文に書き込んであるようにみえるのだけれども、ここにはいわゆる悪質加盟店を排除するということが強く要請としてあって、これも当然のこととして含むのだという理解をしていたはずです。

それから、もちろん消費者保護の中には多重債務の抑止もあります。ですから、多重債務の抑止、情報の適切な利用、そして悪質加盟店の排除といったものがセットとなって消費者保護にとって重要なものとなってくるのであって、ここではセキュリティ対策それ以外のものも含意しているということをどこかで確認する必要があると考えております。

その意味でも、先ほどの議題に戻ってしまうのですけれども、登録要件のところ、資本要件をどうするかというお話があって、それについては私は定見がなくて申し訳ないのですが、重要になりますのは、コード決済事業者が割販法の範疇の中に入ってくるという場合には、非法律事項としての社内体制整備の問題の中に非常に重要なものが多く含まれているのではないかと。資料の中には認定協会の研修を受けさせることなどというものも含めて書かれておりました。そう申しますのは、これまで割販法の規律対象として出てきていた方々以外に、コード決済事業者の方というのは、様々な背景をもって、様々な本業なり何なりがあって、さらにまたこういう業態に参入してこられるとか、あるいは新たにコード決済事業者として業を起こすとかといった方があって、これまでのような割販法の規律対象として予定されていた方々とは違う方々が多く入ってくることが予測されるのではないかと思うためです。

その意味では、ここで念頭に置くべきことは、セキュリティ対策はもちろんのこと、その他の消費者保護のための方策も含むことを前提として制度設計していくのが得策なのではないかということをお願いしたいと思います。

○岩原委員長　それでは、次、池本委員、お願いします。

○池本委員　ありがとうございます。まず、結論的に、このQRコード決済事業者についてセキュリティ対策の義務づけを加えるということについては私も賛成するところです。

元々平成28年の改正のときに、決済代行業者をどう位置づけるかということで、そこがカード情報をたくさん保有している、そのセキュリティ対策はどうかというところで、先ほどの渡辺委員からの御発言にも関連するのですが、アクワイアラー、加盟店契約会社

と同等の加盟店開拓上の実質的な決定権限をもっている者は登録業者になるけれども、それ以外の決済代行業者は、アクワイアラーが指導監督する対象ということに留めてしまったために、実は一番末端の加盟店はセキュリティ対策義務があり、アクワイアラーにもあるけれども、決済代行業者がちょっと抜けていたという非常に不安なところがありました。

今回は、それよりもっと独立性の強いQRコード決済事業者が出てきて、現実にも問題も起きた中で、そこをきちんと補足する、セキュリティ対策の問題を加えるということです。これは適切なことだろうと思います。その意味で賛成です。

そのことを前提に、2点質問があります。

1つは、平成28年改正のときに、カード番号情報の漏えい防止の対策の義務という側面と、不正利用を受け入れないようにする不正利用防止義務という側面、情報を取られないことと不正に使わせないという2つの別の条文の規定がありました。

今回のこの御説明を聞く限りでは、情報の漏えい防止の意味のセキュリティ対策という御説明なのですが、むしろ7payとかPayPayの事件でいうと、不正にアクセスして、そこでチャージしたり利用するという意味では、不正利用防止の側面もセットで対応する必要があるのではないかと思うのです。その辺りは、情報漏えい防止義務の規定だけで足りるのだろうかという不安があります。あるいは、不正利用防止のことも含めて規定を置くということは考える余地はないのかどうか、その点がお伺いしたい点です。

それから、もう一点は、先ほどの渡辺委員の御発言にも関連するのですが、QRコード決済事業者というのは、QRコードを利用することで、自ら端末を買って置かなくても、簡単にクレジット決済、あるいはプリペイド決済などができますよという意味で、いわば新しい加盟店開拓をしている事業者にも当たるわけです。だとすると、平成28年の議論のときに、加盟店開拓を現実にやっている決済代行業者の一部は、加盟店契約の実質的な決定権限をもつ者はアクワイアラーと同じ位置づけで加盟店調査義務、登録義務を負うべきである、こういう整理がありました。

今回議論しているQRコード決済事業者というのは、その意味での加盟店開拓をし、契約締結をするアクワイアラーと同等の位置づけとして考える余地があるのか。そこは別のものとして位置づけるということになるのか。これは実態がどうかということと、法制度としてどう位置づけるのかというあたりのところ、ここがちょっとよくわからないので、その点についてもお伺いできればと思います。

以上です。

○岩原委員長　それでは、正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　1点目につきましては、この夏の間も法制度との関係をいろいろ整理してきたのですが、もちろんQRコード事業者のところのカード番号等の登録行為などで不正利用に直結するという問題はあるのですが、他方、今、不正利用対策は加盟店にかかっているわけですが、それとのパラレルで考えていきますと、そのところのQRコード事業者自身が何らかの財物の販売行為をしているというわけではないですし、そのところを今加盟店にかかっている不正利用対策の規定とパラレルなようにこのコード決済事業者に義務をかけていくのは、制度的にはちょっと整理が難しいのではないかと、まず、クレジットカード番号等の適切管理をする、情報漏えいの対策をするところを考えるとということなのかなということで、こういった事務局の御提案をさせていただいているという状況でございます。

それから、2点目ですが、QRコード決済事業者につきましては、昨年11月7日に出しましたノーアクションレターにおきまして、このQRコード決済事業者が、今委員からも御指摘ありましたが、加盟店契約の実質的な決定権限をもつ場合には、割賦販売法上のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者、アクワイアラー登録を受けなければならないということで整理をさせていただいておりますので、この登録を受けていただく限りにおきまして、QRコード事業者にも適切管理の義務がかかっているという状態にはございます。

他方で、この登録を受けないという場合もあります。実際に、立替払取次業者、その上にいるアクワイアラーとの関係で登録を受けていない方もいらっしゃいますので、その方も含めて、別の角度からきちんと直接的にこれを義務対象として考えるということも議論してはどうかということで御提案をさせていただいているところです。

以上でございます。

○岩原委員長　よろしいですか。それでは、沖田さん、お願いします。

○沖田氏　ありがとうございます。関係メンバーの立場からで恐縮でございますけれども、岩下委員ですとかその他の委員の方々の御指摘について、ネット決済の専門家の立場として少し補足整理をさせていただきたいと思っております。

今回御紹介されていらっしゃる事案①、②、いずれもコード決済事業者がカード情報を漏えいしたというわけでは決してない一方で、今後、そういったインシデントが発生すると、仮に発生した場合は影響範囲が大きいということで、非常にプロアクティブにこうい

ったカード情報の適切な管理に係る検討を進めるという事務局の御提案は非常にすばらしいと感じております。

一方で、この事案でいうと、PayPayさんのときは、事件が発生したタイミングでも、カード番号、有効期限のほかに、いわゆるセキュリティコード、CVCと呼ばれるものもチェックはしておったのですね。実際、普通は複数回間違えるとロックをするという仕組みを入れるべきなので、それを入れてなかったという点は指摘されるべきなのですが、当該事案においては、PayPayは全く何もしていなかったというよりは、一般のEC事業者よりは配慮はされていたというのは実態かなと思います。

一方で、資料4のページ4で参考として御紹介されていらっしゃる2017年の漏えい事案というのは、一般的なカード番号、有効期限のほかに、CVCについても漏えいしてしまっていて、これはもう委員の方々御承知のとおりで、CVCというのは本来、保管してもいけませんというものが、今回のこの事案においては保管がされた上に漏えいしていますということで、PCI-DSSを初めとするグローバルスタンダードにおいてはちょっと考えられないようなインシデント事件だったと記憶をしております。

そういった意味では、今回、QRコード事業者が今後もこういった漏えい事案を起こす可能性がある。今回は起こしてないわけですが、いろいろな事件を鑑みると可能性はあるだろうということで、先回りして御検討いただくというのは、消費者保護の観点で大変すばらしいという一方で、その遠因になっていたのは、過去の情報漏えいであるところでは客観的な事実でもあろうかなと思いますので、これは、岩下委員も仰られていましたけれども、QRコード事業者というところに限定するのではなくて、どちらかというところと加盟店もしくはPSPの情報管理、それから全体のストラクチャーという点だと思いますので、QRコードは喫緊の課題だと思いますし、今回の御提案は大変すばらしいものだと思う一方で、少し時間はかかると思うのですが、そういった全体の部分ですとか加盟店、それからPSPはやはり正直申し上げると、事件を起こすところというのは結構繰り返し起こしていますので、そういった点も含めて管理徹底をしていくというのを検討していただくと安心・安全にはつながりやすいのではないかと思います。

○岩原委員長　それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員　まず1点、皆さんも仰っているとおりなのですが、カード番号、カード情報が漏れないようにするという対策と、漏れたものが使われないようにするというところはきちんと分けて議論をするべきだろうと思います。

この資料のタイトルもQRコード決済事業者等と書いていますが、今の沖田さんの説明と同じですけれども、あくまでも彼らが漏らしたわけではないというところなので、何を対策しなければいけないのか、優先順位も含めてだと思いますが、きちんと整理が必要かなと思います。

あとは、6ページ目の図なのですけれども、(2)番、(3)番という形でコード決済、ECモールという形で挙げていただけていますが、いたずらに範囲を広げるつもりはないのですが、同じようなモデルのビジネスというのは結構世の中には多いのかなと思います。なので、影響範囲がどのくらい広がるのかというところはきちんと検証が事前にでも必要なのかなと思います。

一方で、(2)番と(3)番で大きな違いがあるなと思っているのは、(3)番のECモールのところは、EC、ウォレットも基本的にはネットで使われる、非対面で使うということを前提にしたものになるわけですが、コード決済の場合は、主にリアル店舗で対面で使うということになっているわけですが、実はその後ろ側で、それぞれのコード決済の事業者、ECモールの事業者とカード事業者との間は両方非対面という形で整理されているというのが一般的ではないかと思えます。

このところの整理というのが、コード決済のときにCVCで済みますのか、3Dセキュアはどこまで使うのかというようなところで、さらに不正が起きたときの責任分担はどうするのかというところでのいろいろな混乱というか、コード決済事業者とカード会社さんとの間での議論を呼んでいる部分もあろうかと思えますので、そのあたりの整理も必要なのかなと思っています。

○山本委員長 丸山さん。

○丸山氏 FinTech協会の丸山でございます。関係メンバーの立場から大変恐縮でございます。

今のクレジットカード番号等の適切な管理に関する件は、安心・安全なキャッシュレスのために非常に重要なお話であるということと、まさにクレジットカード番号等を漏えいさせないということと、漏えいしたものをどう使わせないかという中において、今後漏えいをより防ぐということで非常に重要かなと思っています。

この点で、イノベーションの促進と安心・安全の両立という観点からしたときに、今後の影響範囲という、まさに田中委員から御発言のあった点を御留意いただきたいと思っている点と、本日の冒頭のほうに、こういうことを言うと大変あれなのですが、今回の割賦

販売小委員会での論点で、資料2のページ4、セーフティーネットの準備というところで、今日の議論にはなっていないのですが、業務停止命令の導入等というのが入っていると思います。当然、規制等ですので、守らないのであれば業務停止と、これがセットというのは実効力があるということで、大変有意義なことと理解しております。

ただ、今日のQRコードの決済事業者等の図でいったときに、ページ6でいろいろな類型がございます。今後、オレンジ色で描かれているPSP、コード決済、ECモール事業者、その他システム委託をする事業者、全てが業務停止命令のおそれがあるという範囲なのか。そうはいつでも、事業を営む人と、その委託関係にある人等で、やはり業務的な監督の範囲が異なる部分もあろうかと思っておりますので、全体的な規制の体系として、どこをしっかりと強化するのか。あとは過度な対応となっている部分はないのかというところを全体を御議論いただけると、安全・安心、かつ利用者利便の促進、両方が検討できる要素があるのではないのかなと思ったところでございます。

○岩原委員長 島貫さん。

○島貫氏 ありがとうございます。関係委員の立場で済みません、一言コメントさせていただきたいのですが、今、皆様御議論のあるように、カード情報の漏えい、カード番号の漏えいというのが今一番大きな問題でございまして、なかなか業界としても、個社としても苦勞しているところでございますが、1つ申し上げたいのは、資料の6ページにあるような決済代行会社、コード事業者、ECモール事業者、こちらの大手で大量のデータを扱っていらっしゃるところだけではないということだと思います。どちらかという、我々からみると、こういったところは比較的対策をしっかりとやっていると聞いておりますが、実は、今、レジ、あるいは自動精算機等、様々な自動化の精算機が出ておりますけれども、こういったものが複数のベンダーさんが共同で組み上げていらっしゃるケースが非常に多いわけです。ここで扱う情報というのをいろいろな情報処理会社が扱っていらっしゃるというようなことで、非常に複雑になっております。

その中で、クレジットカード情報というのは、たくさんの扱われている種類の情報の1つであるということとして、そういう中で、クレジットカード情報だけ適切に管理・保護するというようにはなかなかないケースもあるというようなことがわかってきました。我々が分からないところで、従来、こういった大手の決済代行会社さんとか、あるいはCAFISさんとかJCNさんといった大手の情報処理センターさんしか見えてなかったわけですが、実際はもっと小さな、あるいはベンダーさん寄りの、様々なプレーヤーの方がカ

ード情報も扱っていらっしゃる。それはたくさん情報の中の1つとして扱っていらっしゃるということが分かってまいりました。

そういった意味では、カード情報の保護ということについては、もうちょっと網を広げていかないと、あなたも扱っていらっしゃるんですよということをアピールしていかないと、なかなか難しいのかなというのを昨今感じております。

漏れた情報というのは、今のEC決済の仕組みの中では残念ながら使われてしまうケースが多くございますので、そういった意味では漏らさないということが今のところは最大の防御だと思っておりますので、非常に影響は大きいと思うのですが、範囲は広げて検討すべきかなと。どこまで法律にするかは別でございますけれども、そういったことが重要ではないかということを実務的な観点からコメントしたいと思います。

○岩原委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。ECに関しては、今、島貫さんが仰ったことと全く同じ印象をもっております。小さな、よくわからないところがたくさんカード情報をもっている実態が確かにあると思います。

資料4の中で加盟店の位置づけがよく分からないなと思いながら拝見していたのですが、先ほどの正田課長の御説明で、不正利用対策について、QRコード決済に関しては加盟店に何か義務を負わせるということではないということで、若干安心しました。クレジットカード決済におきましては、対面であれ、ECであれ、本人確認、不正利用を防止する責任は加盟店規約上、加盟店にかかっているのが基本と理解しています。不正利用が起こってしまったときに損をするのは、利用者ではない。利用者は補償されるけれども、加盟店が、代金を回収できないという形でリスクを負っているのが実態です。QRコード決済はどうなるのだろうと思っていましたが、PayPayさんのように、加盟店に対しても補償してくれるというところがほとんどであれば、安心できると思った次第です。

セキュリティの話と離れてしまうところもあるのですが、決済代行に注目することには賛成です。やはり加盟店保護の立場からです。先ほど、純資産要件は加盟店保護のためにできたと言いました。今、決済代行が間に入ってそこに資金が滞留し、決済代行会社がつぶれたり持ち逃げしたりというリスクを加盟店が負っている状態になっていますので、セキュリティ対策だけではなく加盟店保護という視点からも決済代行についてももう少し見ていただく必要があるのかなと。

これは感想のようなものでございます。以上です。

○岩原委員長　　よろしいでしょうか。もうそろそろ時間でございますので。

本日は大変多様な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。非常に鋭い御意見をたくさんいただきましたが、この小委員会で現実にやっていけることはある程度限られていると思いますので、それを踏まえて、できる範囲で少しでも制度を良くするというようにしていきたいと思います。

それでは、本日はこれにて議論を終了させていただきたいと思います。長時間に渡り熱心なご議論、誠にありがとうございました。

○正田商取引監督課長　事務局から1点だけ、事務的な御連絡なのですが、資料5で今後の開催について、次回、11月12日16時から18時となっているのですが、同日、金融庁さんのほうでも審議会がございますので、両方重なっているといえますか連続になってしまう委員の方もいらっしゃると思いますので、今、金融庁さんと調整をしております、お互い15分ずつ程度前倒し、後ろ倒しを両方でやって、間30分ぐらい空けようかなどという議論を調整中でございますので、16時15分ということになるかなと思っておりますが、最終的には御報告申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○岩原委員長　　私のほうからも1点追加させていただきますと、本日、時間の制約上、御議論できなかった点がもしございましたら、事務局まで遠慮なく御意見をお寄せいただきたいと思ひます。

どうも長時間ありがとうございました。

——了——